



各 位

2020年6月25日

会社名 日産車体株式会社  
代表者名 取締役社長 吉村 東彦  
(コード番号 7222 東証第1部)  
問合せ先 総務部部长 中津川隆則  
(TEL 0463-21-8001)

## 2019年度 当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社の取締役会は、2019年度の実効性に関する分析・自己評価を実施しましたので、その結果の概要についてお知らせします。

### 1. 評価の方法

取締役会の実効性に関する質問票を全取締役・全監査役に配付し、全員から得た回答の内容について全取締役・全監査役で確認・議論しました。まず、第三者機関が作成した質問を行い、回答内容を当該第三者機関が分析した結果と課題を踏まえ、社外役員と監査役のみによる議論・評価も行ったうえで、全取締役・監査役で実効性についての自己評価と分析を行いました。さらに実効性の向上に向けた取り組みについても確認しました。

(主な質問項目)

- ① 取締役会の目的及び役割
- ② 取締役会の運営及び実効性
- ③ 取締役会の構成
- ④ ステークホルダーとの関係
- ⑤ 取締役のトレーニング

### 2. 評価結果の概要

当社取締役会の総合的な評価としては、取締役会の実効性が確保されているものと判断しました。その概要は以下の通りです。

- 経営上重要な意思決定や業務執行の監督機能を発揮するために、規模・構成・運営状況等において適切な体制が構築されている。
- 多様な経験や専門性をもつ社外役員を含む取締役会構成員は、自身が果たすべき役割を十分に理解し、取締役会において活発に意見を述べ、審議・意思決定を行っており、効果的に運用されている。

### 3. 実効性向上に向けた取り組み

当社取締役会は、従来より、会社の持続的成長における取締役会の実効性及びコーポレートガバナンスの重要性を認識して改善を進めておりますが、2019年5月に社外役員4名で構成されるガバナンス検討委員会を設置し、当社にとって最適なコーポレートガバナンスの仕組みや留意すべ

き事項を検討しました。

この検討の結果、当社においては、現在の監査役会設置会社から指名委員会等設置会社あるいは監査等委員会設置会社に移行することが必要であると判断する特段の事情はなく、任意の委員会の活用が有効であるとの結論に至りました。

このガバナンス検討委員会の検討結果を踏まえ、現在の監査役会設置会社の体制を維持しつつ、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的に、2020年1月28日の取締役会において、以下の二つの委員会の設置を決議し、同日設置いたしました。

- 1) 指名・報酬委員会：取締役及び監査役の指名及び取締役の報酬についての意思決定に関する手続きの透明性と客観性を高めるため
- 2) 取引モニタリング委員会：当社と関連当事者との一定の重要な取引についての意思決定に関する手続きの透明性と客観性を高めるため

今後、これらの委員会の実効的な運営を図り、また、今回の評価結果を踏まえて取締役会の実効性の更なる向上を目指して改善を図ってまいります。

(完成検査に係る不適切な取り扱いについて)

当社は、2017年及び2018年に当社及びグループ会社の車両製造工場で発覚した完成検査に係る不適切な取り扱いについて、外部専門家に原因究明と再発防止策の検討を委託し、その結果も踏まえて再発防止策93項目をとりまとめ、2年半に亘って活動を進めてきました。これらの再発防止策の内容と進捗につきまして、取締役会で適時に報告を行うとともに議論を重ね、2017年11月以降四半期ごとに進捗状況を当社ホームページにおいて公表してまいりましたが、策定した93項目の再発防止策全てについて本年4月に計画通りその実施を完了しました。今後も、取締役会の監督の下、再発防止策の確実な実施を進めていきます。

以上